

東京都知事 殿

所有事業者等の変更を届出する場合は、「①義務者変更を届け出る場合の記入例」に準じて記入してください。

義務者となる方のうち、任意の方お一人を記入してください。氏名欄は下記のとおり記載してください。

- ・上のセル
(法人の場合)⇒法人名称
(個人の場合)⇒空欄
- ・下のセル
(法人の場合)⇒代表者の資格名称※(肩書・役職)及び氏名
※印鑑証明書や登記簿の記載と合わせてください。
(個人の場合)⇒氏名

住所 東京都千代田区□□町一丁目1番1号

氏名 **株式会社 東京〇〇〇**
代表取締役 □□□□

代表取締役印

(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

所有事業者等届出書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の8第2項の規定により、事業所の事業活動に伴う温室効果ガスの排出に

指定番号のない新規事業所の場合、こちらは空白のまま御提出ください。

事業所の名称	指定番号	■■■■	名称	新宿〇〇ビル	
事業所の所在地	新宿区西新宿二丁目8番1号				
温室効果ガスの排出について責任を有する者	住所及び氏名（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所所在地）				種類
	※義務者となる方が4名以上いる場合 この欄に『別紙「所有事業者等届出書の申請者一覧」のとおり』と記載して、申請者一覧を添付してください。				第 号
	別紙「所有事業者等届出書の届出者一覧」のとおり				第 号
	合計人数も忘れずに記入してください。				第 号
合計人数 5 名					
事業所の所有者の同意書	別添のとおり				
連絡先	会社名	株式会社 東京〇〇〇	郵便番号	〇〇〇-△△△△	
	住所	千代田区□□町一丁目1番1号	所属名	総務部環境課	
	担当者名	東京 一郎	電話番号	03-□□□□-△△△△	
	FAX番号	03-△△△△-〇〇〇〇	メールアドレス	tokyo.ichiro@△△△.co.jp	
	備考				

・この書類の問合せに責任を持って対応できる方を記入して下さい。

届出対象事業所の「事業所の連絡先」の登録を変更希望の場合は、備考欄のプルダウンから該当する内容を選択してください。

所有事業者等届出書の届出者一覧

(住所及び氏名欄は、届出書の「住所及び氏名」欄に記載する。)

届出者一覧は、「所有事業者等届出書」の右上に記載の義務者も含めた当該事業所の排出責任者全員の記入が必要となります。

名称 : 新宿〇〇ビル
所在地 : 新宿区西新宿二丁目8番1号
 変更前事業者あり

温室効果ガスの排出について責任を有する者の種類(別紙参照)の中で、該当するものをプルダウンで選択して下さい。
※但し、所有者の場合は「所有者」を選択

住所	新宿区〇〇町一丁目1番1号	種類	第2号
氏名	投資法人 新宿〇〇〇 執行役員 〇〇〇〇		<input type="checkbox"/> 新事業者

住所	千代田区〇〇町一丁目1番1号	種類	所有者
氏名	株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇		<input type="checkbox"/> 新事業者

氏名欄は下記のとおり記載してください。
・上のセル (法人の場合)⇒法人名称 (個人の場合)⇒空欄
・下のセル (法人の場合)⇒代表者の資格名称※(肩書・役職)及び氏名 ※印鑑証明書や登記簿の記載と合わせてください。 (個人の場合)⇒氏名

住所	三鷹市〇〇町一丁目1番1号	種類	所有者
氏名	学校法人 〇〇〇〇学院 理事長 〇〇〇〇		<input type="checkbox"/> 新事業者

住所	港区〇〇町一丁目1番1号	種類	所有者
氏名	△△ 〇〇		<input type="checkbox"/> 新事業者

住所	千代田区〇〇一丁目1番1号	種類	所有者
氏名	株式会社 大江戸〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇		<input type="checkbox"/> 新事業者

※当該事業所の排出責任者全員(「所有事業者等届出書」の右上に記載の義務者を除く)の押印が必要となります。(◆以下の場合には押印不要です。)
・委任状又は委任状兼使用印鑑届を提出済みで、代理人が届出者となり記名押印している場合

押印と印鑑証明書について (※届出書全てに適用)
・法務局に登録している印(登記印)で押印してください(印鑑証明書の印影と照合確認します)。
・印鑑証明書の添付が原則必要です。ただし、以下の場合、提出を省略できます。
・2021年3月末日までに指定地球温暖化対策事業所の指定を受けており、届出人の内容に変更がない場合
・国、地方公共団体
・本制度に係る他の手続きにおいて、既に提出しているものの記載内容に変更がない場合

温室効果ガスの排出について責任を有する者の種類

- (第1号) 区分所有されている場合の管理組合法人
- (第2号) 信託されている場合の信託受益者
(証券化され、かつ信託されている場合のSPC=信託受益者を含む)
- (第3号) 証券化され、かつSPCが直接所有している場合のアセットマネージャー
- (第4号) 証券化され、かつ信託されている場合のアセットマネージャー
- (第5号) PFI事業として整備されている場合の選定事業者
- (第6号) 主要なテナント又は特定テナント等事業者
※主要なテナント：
全体の排出量に対し、「単独で5割以上」又は「単独で1割以上で合わせて5割以上となる複数のテナント（例えば、排出量の3割のテナントA，排出量1割のテナントB、排出量1割のテナントCがいるときのA、B、Cの3者全員）」
※特定テナント等事業者：
5000平方メートル以上の床面積を使用しているテナント
又は、前年度6月1日から1年間の電気使用量が600万キロワット時以上となるテナント
- (第7号) 事業所の住居の用に供する部分のみを所有する者
- (第8号) その他契約等により設備更新等の権限を有する者